八　介護保険法第八条第二十五項に規定する介護保険施設その他の医療と密接に関連するサービスを提供する施設における医療の提供状況及びこれに係る社会保険診療報酬として厚生労働大臣が定めるものの算定状況
二　地域の介護事業者及び医療機関その他の関係者とのネットワークへの参加又はその活用の状況
ホ　患者が望む人生の最終段階における医療の提供等に係る適切な意思決定支援の実施状況
五　第一号イ、第二号イ又は第三号イに掲げる体制又は病床の確保を他の病院又は診療所と連携して行うときは、当該病院又は診療所の名称及びその連携の内容
第五　法第三十条の十八の四第一項第三号に規定する同項第二号の機能を確保するために行う相互の連携に関する事項
一　法第三十条の十八の四第一項第二号イに掲げる機能を確保するために、当該かかりつけ医機能報告対象病院等が単独で体制を確保した上で行う、地域の患者に対する通常の診療時間以外の時間における外来医療の提供に係る複数の医療機関による交代での医療の提供又は休日夜間急患センターへの参加その他の通常の診療時間以外の時間に診療を行う体制を確保するための他の病院又は診療所との連携
二　法第三十条の十八の四第一項第二号ロに掲げる機能を確保するために行う、在宅患者の病状が急変した場合に入院させるための病床を確保するための他の病院又は診療所との連携
三　法第三十条の十八の四第一項第二号ハに掲げる機能を確保するために、当該かかりつけ医機能報告対象病院等が単独で体制を確保した上で行う、在宅医療を提供する体制を確保するための他の病院又は診療所との連携
第六　法第三十条の十八の四第一項第四号に規定する機能に関する事項
一　健康診査の実施状況
二　予防接種の実施状況
三　学校医の業務、産業医の業務又は警察の活動への協力その他の地域活動の実施状況
四　大学の医学部において医学を専攻する学生若しくは臨床研修を受ける医師に対する教育又は医師の再教育その他の教育活動の実施状況
五　法第三十条の十八の四第一項第一号又は第二号の機能を担う意向の有無（当該機能を有しない場合に限る。）

（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正）

第二条　保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（一部負担金等の受領） **第五条**　（略） ２　（略） ３　保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（同法第三十条の十八の五第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。）であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。 一・二　（略）	（一部負担金等の受領） **第五条**　（略） ２　（略） ３　保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（同法第三十条の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。）であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。 一・二　（略）